

## 5. 公共料金等の割引、減免について

### 8) 携帯電話の基本使用料等の割引

携帯電話の基本使用料等が割引となります。(各携帯会社により、割引内容等が異なります。)

《対象》

身体障害者手帳、療育手帳の、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

《手続き》

各携帯会社のお客様センター等に直接お問い合わせ下さい。

【担当】各携帯会社のお客様センター等へ